

# 兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第2683号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部改正（消費生活課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部改正（農産園芸課）	2
○第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	3
○第11次鳥獣保護事業計画の変更（自然環境課）	4
○ツキノワグマ保護計画の策定（同）	4
○シカ管理計画の策定（同）	4
○イノシシ管理計画の策定（同）	4
○ニホンザル管理計画の策定（同）	5
○保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○県道の路線変更（道路保全課）	6
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○同 上（同）	7
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	8
○同 上（同）	8
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	9
○水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	9
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	13
○洲本都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	13
○中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	13
○平成2年兵庫県告示第592号（都市景観形成地区の指定）の一部改正（都市政策課）	14
○景観形成基準の決定（同）	14
○広域景観形成地域の指定（同）	20
○広域景観形成基準の決定（同）	20
○平成25年兵庫県告示第1191号（広域景観の形成が特に必要な区域）の一部改正（同）	39
○篠山市東岡屋地区整備計画の認定（同）	40
○篠山市城下町北地区整備計画の認定（同）	40
○都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	40
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	40
<b>公 告</b>	
○海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	41
○一級河川淀川水系神崎川圏域河川整備計画の策定（総合治水課）	43
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	43
○同 上（同）	44
○同 上（同）	45
○新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告（建築指導課）	46
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	46
○同 上（同）	47

**選挙管理委員会告示**

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 …………… 47

**選挙管理委員会公告**

○ 平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰 …………… 48

**道路公社公告**

○ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額及び徴収期間等 …………… 48

**正 誤**

○ 平成27年 3月10日付け兵庫県公報第2677号中 …………… 58

**告 示**

**兵庫県告示第257号**

平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (16) 中「親切を装い」を「恋愛感情を利用し若しくは親切さを感じさせ」に改める。



**兵庫県告示第258号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**中川土地改良区**

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

川 見 正 康

豊岡市出石町上野218番地

同

武 縄 弘 和

同 市出石町桐野634番地

同

久木田 雅 典

同 市出石町日野辺694番地

同

森 岡 久 雄

同 市出石町上野789番地の3

同

廣 瀬 卓 美

同 市出石町上野1145番地

同

松 嶋 義 則

同 市出石町上野340番地の1

同

山 本 憲 一

同 市出石町上野560番地

監 事

川 尾 秀 一

宝塚市仁川北1丁目5番4—304号

同

井 谷 清

豊岡市出石町桐野997番地

同

廣 瀬 武

同 市出石町桐野1188番地の1

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

川 見 正 康

豊岡市出石町上野218番地

同

山 本 憲 一

同 市出石町上野560番地

同

森 岡 誠 司

同 市出石町上野785番地

同

廣 瀬 克 美

同 市出石町上野1196番地

同

武 縄 弘 和

同 市出石町桐野634番地

監 事

石 原 正 利

同 市出石町上野557番地

同

高 岡 克 彦

同 市出石町上野826番地



**兵庫県告示第259号**

平成 8 年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部を次のように改正し、1については平成

27年 3月31日から、2については同年12月31日から施行する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 1の表水稻の款中

「

水稻	基幹奨励品種	水稻うるち	ヒノヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ
	特定奨励品種	水稻うるち	どんとこい、日本晴、五百万石、兵庫北錦、兵庫夢錦、山田錦
		水稻もち	ヤマフクモチ、はりまもち
	認定品種	水稻うるち	きぬむすめ

」

を

「

水稻	基幹奨励品種	水稻うるち	ヒノヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ、きぬむすめ
	特定奨励品種	水稻うるち	どんとこい、日本晴、五百万石、兵庫北錦、兵庫夢錦、山田錦
		水稻もち	ヤマフクモチ、はりまもち

」

に改める。

2 1の表水稻の款中

「

水稻	基幹奨励品種	水稻うるち	ヒノヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ、きぬむすめ
	特定奨励品種	水稻うるち	どんとこい、日本晴、五百万石、兵庫北錦、兵庫夢錦、山田錦
		水稻もち	ヤマフクモチ、はりまもち

」

を

「

水稻	基幹奨励品種	水稻うるち	ヒノヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ、きぬむすめ
	特定奨励品種	水稻うるち	どんとこい、五百万石、兵庫北錦、兵庫夢錦、山田錦
		水稻もち	ヤマフクモチ、はりまもち

」

に改める。



兵庫県告示第260号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年 3月19日に次のとおり認可した。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁業権者

名 称 加古川漁業協同組合

所在地 西脇市野村町1244—1

2 漁業権番号

内共第4号

3 認可に係る変更の内容

第8条第1項の表を次のように改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
もくずがにを除く免許魚類 (甲)	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1年 8,640円
あゆ	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1日 2,160円
ます類（あまご、にじます）	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1日 2,160円
あゆ、ます類、もくずがにを除く 免許魚種（乙）	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1年 5,400円 1日 860円
もくずがに、うなぎ	餌付け籠（3個まで） うなぎ漬籠（5個まで） 手網（直径30cm以内）	1年 3,240円

第8条第3項の表を次のように改める。

漁場名	漁具、漁法	遊漁料
八千代区大屋	竿釣（1本まで）	1日 3,240円

4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日

平成27年4月1日



兵庫県告示第261号

平成24年3月30日に策定した第11次鳥獣保護事業計画を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第4条第1項の規定により、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課及び各県民情報センターにおいて公表する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第262号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第5条第1項の規定により、ツキノワグマ保護計画を策定したので、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課及び各県民情報センターにおいて公表する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第263号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第6条第1項の規定により、シカ管理計画を策定したので、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課及び各県民情報センターにおいて公表する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第264号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第6条第1項の規定により、イノシシ管理計画を策定したので、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課及び各県民情報センターにおいて公表する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第265号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第6条第1項の規定により、ニホンザル管理計画を策定したので、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課及び各県民情報センターにおいて公表する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第266号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
赤穂郡上郡町河野原字塔ノ谷198の1から198の9まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
塔ノ谷198の4・198の6から198の8まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第267号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成27年 3月23日から同年 4月30日まで
- 3 作業地域  
加古川市の一部



**兵庫県告示第268号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局姫

路河川国道事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

- (1) 公共測量 (道路基準点測量)
- (2) 公共測量 (数値撮影 (デジタル)、写真地図作成、数値図化及び数値修正)

2 作業期間

- (1) 平成26年 8月 9日から平成27年 2月27日まで
- (2) 平成26年 9月26日から平成27年 3月19日まで

3 作業地域

姫路河川国道事務所管内



兵庫県告示第269号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
旧	飾東御着停車場線	姫路市飾東町	御着停車場	
新	花田御着停車場線	姫路市花田町	御着停車場	



兵庫県告示第270号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年 3月31日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川小野線	加古川市加古川町河原字松ノ内198番1から	旧	20.0から 51.0まで	218.0	一部 予定地
	同 市加古川町河原字長尾359番20まで	新	20.0から 41.0まで	218.0	



兵庫県告示第271号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年 3月31日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 神戸加古川姫路線	姫路市飾東町豊国字村前294番1から 同 市花田町上原田字裏垣内219番1まで	旧	6.0から 53.0まで	1,036.0	
		新	16.0から 53.0まで	857.0	
県道 姫路新宮線	姫路市相野字細矢939番1から 同 市石倉字伊勢境193番まで	旧	10.0から 44.0まで	1,751.0	
		新	9.0から 53.0まで	1,751.0	



**兵庫県告示第272号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年4月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 179号	佐用郡佐用町佐用字松ヶ鼻1644番から 同 郡同 町佐用字松ヶ鼻1645番6まで	旧	10.0から 36.0まで	138.0	
		新	10.0から 19.0まで	138.0	



**兵庫県告示第273号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市中川原町安坂字西光畑37番3から 同 市中川原町市原字白地855番1まで	旧	12.0から 49.0まで	1,121.0	
		新	5.0から 38.0まで	1,308.0	
		新	12.0から 48.0まで	1,121.0	

県道 上内膳塩尾線	洲本市中川原町安坂字ヘソコ110番6から 同 市中川原町三木田字鍋壳723地番7ま で	旧	5.0から 23.0まで	1,148.0	
		新	5.0から 52.0まで	1,321.0	



**兵庫県告示第274号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	姫路市夢前町蒔野字東田162番1から 同 市夢前町蒔野字東田195番1まで	新	11.0から 14.0まで	179.0	一部 予定地
県道 白浜姫路停車場線	姫路市白浜町字岩本新開甲752番1から 同 市白浜町字西浜尻甲299番5まで	新	6.0から 26.0まで	1,060.0	起点 変更
県道 妻鹿花田線	姫路市飾磨区妻鹿東海町3番から 同 市飾磨区妻鹿字大西938番1まで	新	5.0から 19.0まで	462.0	起点 変更
県道 妻鹿花田線	姫路市飾磨区妻鹿字甲山551番から 同 市兼田字南日暮414番1まで	旧	8.0から 19.0まで	302.0	
		新	10.0から 43.0まで	302.0	



**兵庫県告示第275号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考



県道 多賀洲本線	洲本市中川原町安坂字へソコ110番6から 同 市中川原町安坂字西光畑37番3まで	新	5.0から 11.0まで	182.0	
-------------	---	---	-----------------	-------	--



**兵庫県告示第276号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月31日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年3月31日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 250号	姫路市白浜町字北浜丙482番18から 同 市飾磨区中島3丁目166番まで 姫路市白浜町字北浜丙482番19から 同 市飾磨区中島3丁目166番まで	旧	17.0から 50.0まで 6.0から 34.0まで	4,164.0 3,714.0	一部 予定地
	姫路市白浜町字北浜丙482番18から 同 市飾磨区中島3丁目166番まで 姫路市飾磨区妻鹿字大西974番6から 同 市飾磨区中島3丁目166番まで	新	17.0から 50.0まで 9.0から 34.0まで	4,164.0 1,090.0	一部 予定地
国道 372号	姫路市飾東町山崎字清水元1150番3から 同 市野里字東河原15番1まで 姫路市飾東町豊国字西ノ前56番1から 同 市野里字東河原15番1まで	旧	14.0から 53.0まで 7.0から 36.0まで	4,519.0 2,408.0	
	姫路市飾東町山崎字清水元1150番3から 同 市野里字東河原15番1まで 姫路市花田町小川字横庵1092番13から 同 市野里字東河原15番1まで	新	14.0から 53.0まで 10.0から 19.0まで	4,519.0 496.0	
県道 飾東御着停車場線	姫路市飾東町庄字更池333番6から 同 市花田町上原田字長戸手307番1まで	新	6.0から 13.0まで	389.0	起点 変更



**兵庫県告示第277号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

水系名	河川名	区 間	
		上流端	下流端

志筑川水系	宝珠川	左岸 淡路市池ノ内字落合772番 地先 (支川合流点) 右岸 同 市池ノ内字力石779番 1地先 (支川合流点)	志筑川への合流点
-------	-----	---	----------



**兵庫県告示第278号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西岡本 (301010001)	神戸市東灘区西岡本七丁目(別図1のとおり)	地滑り

(別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第279号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
氷室 (301030001)	神戸市兵庫区氷室町二丁目(別図1のとおり)	地滑り

(別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第280号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横谷 (301050001)	神戸市須磨区妙法寺 (別図1のとおり)	地滑り
妙法寺 (301050002)	神戸市須磨区妙法寺 (別図2のとおり)	地滑り
菅之池 (301050003)	神戸市須磨区妙法寺 (別図3のとおり)	地滑り

白川 (301050004)	神戸市須磨区白川 (別図4のとおり)	地滑り
-------------------	--------------------	-----

(別図1から別図4までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



#### 兵庫県告示第281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
旭ヶ丘(2) I (101060083)	神戸市垂水区旭が丘1丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
下畑 (301060001)	神戸市垂水区下畑町 (別図2のとおり)	地滑り
名谷中山 (301060002)	神戸市垂水区名谷町 (別図3のとおり)	地滑り

(別図1から別図3までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



#### 兵庫県告示第282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
有野台 I (101070184)	神戸市北区有野台8丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
有野台 II (101070209)	神戸市北区有野台7丁目 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
中里(1)(2) I (101070539)	神戸市北区中里町2丁目 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
中里(2)(2) I (101070540)	神戸市北区中里町2丁目 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
大池川右支溪(2) I (201070171)	神戸市北区大池見山台 (別図5のとおり)	土石流
大池見山台川(1) I (201070172)	神戸市北区大池見山台 (別図6のとおり)	土石流

大池見山台川(2) I (201070174)	神戸市北区大池見山台 (別図7のとおり)	土石流
東ヶ辻2号谷川 (201070226)	神戸市北区東有野台1丁目 (別図8のとおり)	土石流
東ヶ辻3号谷川 (201070227)	神戸市北区東有野台5丁目 (別図9のとおり)	土石流
有馬 (301070001)	神戸市北区有馬町 (別図10のとおり)	地滑り
種池 (301070002)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図11のとおり)	地滑り
柳谷 (301070003)	神戸市北区八多町柳谷 (別図12のとおり)	地滑り
壺つ町 (301070004)	神戸市北区大沢町中大沢 (別図13のとおり)	地滑り
屏風 (301070005)	神戸市北区八多町屏風 (別図14のとおり)	地滑り
倉ヶ坂 (301070006)	神戸市北区大沢町日西原 (別図15のとおり)	地滑り
野瀬 (301070007)	神戸市北区淡河町野瀬 (別図16のとおり)	地滑り
日西原 (301070008)	神戸市北区大沢町日西原 (別図17のとおり)	地滑り
中大沢 (301070009)	神戸市北区大沢町中大沢 (別図18のとおり)	地滑り
神影 (301070010)	神戸市北区淡河町神影 (別図19のとおり)	地滑り
東畑 (301070011)	神戸市北区淡河町東畑 (別図20のとおり)	地滑り
北僧尾 (301070012)	神戸市北区淡河町北僧尾 (別図21のとおり)	地滑り
清水 (301070013)	神戸市北区山田町藍那 (別図22のとおり)	地滑り
坂本 (301070014)	神戸市北区山田町坂本 (別図23のとおり)	地滑り
南僧尾 (301070015)	神戸市北区淡河町南僧尾 (別図24のとおり)	地滑り
淡河中山 (301070016)	神戸市北区淡河町中山 (別図25のとおり)	地滑り

(別図1から別図25までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第283号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桜が丘東(1) I (101090016)	神戸市西区桜が丘東町2丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
桜が丘東町Ⅲ (101090155)	神戸市西区桜が丘東町2丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図2までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第284号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
洲本都市計画下水道事業 洲本市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和57年11月12日から平成28年 3月31日まで  
変更後 昭和57年11月12日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第285号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
福崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画下水道事業福崎町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成7年 1月20日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし

- (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第286号**

平成2年兵庫県告示第592号（都市景観形成地区の指定）の一部を次のように改正し、平成27年7月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、中播磨県民センター及びたつの市役所において縦覧に供する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

たつの市龍野地区都市景観形成地区について、区域図の一部を改める。



**兵庫県告示第287号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、たつの市龍野地区について、景観形成基準を次のように定め、平成27年7月1日より施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、中播磨県民センター及びたつの市役所において縦覧に供する。

なお、平成2年兵庫県告示第593号（都市景観形成基準）は、平成27年6月30日限り、廃止する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

**たつの市龍野地区景観形成基準**

龍野地区は、中世末より、鶏籠山、的場山、白鷺山の三山と揖保川との間に形成されてきた城下町であり、十字字川、浦川等の水面や周囲の豊かな緑が織りなす自然景観の中に、近世の町割に沿って町家や武家屋敷、寺院、醤油蔵がみられる特色あるまちなみを残している。

また、日本のこころを唱った“赤とんぼ”の作詩者三木露風をはじめ、詩人の矢野勘治や内海信之、哲学者の三木清等を生んだ文化的風土を持つ。

これら恵まれた自然環境とこれに調和した歴史的、文化的な景観を守り育て、次代に伝えるため、次の基本方針、修景方針及び景観形成基準に基づいて景観の形成を図る。

**1 景観まちづくりの基本方針**

- (1) 守る景観 「龍野らしさを未来に」

ア 豊かな詩情をたたえる眺望景観を守る

陽光を受けて輝く揖保川の水面と瓦屋根が連なる落ち着いたまちなみとのコントラストを見下ろす白鷺山からの眺望景観、山ふところに息づくまちなみが一望できる揖保川に架かる龍野橋からの眺望景観を守り伝える。

イ 情緒・風情とハイカラな雰囲気は漂うまちなみ景観を守る

城下町特有の町割の中に建ち並ぶ伝統的な町家や武家屋敷、寺院、醤油蔵が醸し出す情緒・風情と、点在する近代洋風建築のハイカラな雰囲気が漂うまちなみ景観を守り伝える。

- (2) 創る景観 「龍野の地域力をあげる」

ア 歴史・文化を活かしてまちの魅力を磨き、人と人をつなぐ景観を創る

鶏籠山の緑と揖保川の清流、歴史的なまちなみが織りなす美しい景観や、郷土の偉人たちを育んだ文化的風土をつなぎ、それらを活かした整備を進めることで、まちの潜在力を引き出し、魅力を向上させる。そうすることにより、空き地、空き家をなくし、連続した家並みの景観を確保する。また、人々の交流や若い世代の定住を促進して、未来に継承していく。

イ 暮らしの中に賑わいのある景観を創る

武者行列等の華やかな行事が繰り広げられる龍野さくら祭の春の賑わい、町家を活用したギャラリーや醤油蔵が公開されるオータムフェスティバルの秋の賑わいなど、四季を通じて多彩な行事や祭りを楽しむ人々の力強い営みが、日々の暮らしと融合した、賑わいのある暮らしの景観を創る。

**2 ゾーン・みちごとの修景方針**

まちの成り立ちや表情、人々の営みを踏まえてゾーニングを行うとともに、醤油蔵と寺院の界隈を景観重点要素としながら、豊かな表情を持つ通りを「みち」として設定し、各ゾーン・みちの特性に応じた修景を行う。

## (1) ゾーンごとの修景方針

## ア 山麓ゾーン

地区を緑で包み込みながら、まちなみの背景となっている鶏籠山、的場山、白鷺山の山麓の区域を「山麓ゾーン」とし、その景観を整えるため、建築物等の高さを抑えつつ、まちとの緩衝帯として緑豊かな修景に努める。

## イ 武家地ゾーン

龍野城址の南西に広がり、武家地の雰囲気や今に伝える区域を「武家地ゾーン」とし、通り沿いに連なるくずれ石積みや白壁の土塀、これらに囲われたゆとりある敷地の中に閑静に佇む住宅と背景の山の緑が醸し出す、落ち着いた風情を演出する修景に努める。

## ウ 町家ゾーン

武家地ゾーン東側の旧因幡街道沿いに広がり、城下町と宿場町の顔をあわせ持つ区域を「町家ゾーン」とし、伝統的意匠を有する町家が軒を連ねる通り沿いを中心に、華やかで賑わいのある表情を創る修景に努める。

## エ 川辺ゾーン

地区の東側を流れる揖保川に沿った区域を「川辺ゾーン」とし、川の堤沿いに接する家並みの屋根のシルエットが背後の山並みと調和するような美しい眺望に配慮した川沿い修景に努める。

## オ 醤油蔵界限

地区のシンボルとなっている醤油蔵及びそれと調和した環境を有する周辺を「醤油蔵界限」とし、赤い煉瓦造の煙突と黒い板壁との美しいコントラストが効いたまちなみやハイカラな雰囲気に配慮した修景に努める。

## カ 寺院界限

地区中心部に点在する寺院及びそれと調和した環境を有する周辺を「寺院界限」とし、寺院や山門と築地塀が続く門前の静かな佇まいに配慮した修景に努める。

## (2) みちごとの修景方針

## ア 白壁のみち

落ち着いた武家屋敷の白壁の土塀等が続く通りを「白壁のみち」に設定し、時の流れが緩やかに感じられるような閑静な佇まいと調和する修景に努める。

## イ 十文字川のみち

鶏籠山と的場山の水を集める十文字川に沿って、武家屋敷群から町家群へと続く通りを「十文字川のみち」に設定し、水音と笹の葉が擦れる音が聞こえ、生活に潤いを与えるせせらぎ空間を活用した修景に努める。

## ウ 商家のみち

本瓦葺きの切妻屋根、厨子二階の虫籠窓、出格子窓などの伝統的様式を有し、広い間口に引き込み戸を持つ商家群が連なる通りを「商家のみち」に設定し、人と物の往来が盛んだった旧街道の賑わいを演出、再生する修景に努める。

## エ 浦川のみち

浦川に沿って、如来寺の長い白壁の土塀や川面に映える枝垂れ柳、醤油蔵の焼杉の板壁と漆喰壁などが連なる通りを「浦川のみち」に設定し、寺院・醤油蔵・水路が織りなす龍野らしい風情と情緒漂う空間に配慮した修景に努める。

## オ 川辺のみち

揖保川への親しみや自主防災への高い意識が表れた畳堤のある景観を呈している国道179号及び県道姫路上郡線の一部を「川辺のみち」に設定し、文人や哲学者を育んだ赤とんぼの里、城下町龍野へと人々を誘う沿道空間としての修景に努める。

## 3 景観形成基準

具体的な景観形成基準は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等、自動販売機又は広告物等については、これによらないことができる。

## 別表1 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定区域全域	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揖保川沿いの主要な眺望点から見て、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。</li> <li>・13メートル以下とする。ただし、伝統的な建物はこの限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点から見て、瓦屋根のまちなみの連続性を損なわないよう意匠及び色彩に配慮する。</li> <li>・勾配屋根とし、濃灰又は灰色もしくはこれに近い色彩の仕上げとする。色彩は、無彩色で明度2.5以上5以下を原則とする。</li> </ul>	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色彩は、白又は灰色もしくは茶系統の落ちついた色彩とする。色彩の範囲は、白壁等は、無彩色で明度9以上、又は色相が7.5YRから2.5Yまでで、明度9以上、彩度1以下、板壁等の色相は2.5YRから10YRまでとし、明度2以上4.5以下、彩度3以下とする。</li> <li>・材料は、木材・土壁・石材・漆喰等の自然系素材を用いるよう努める。なお、着色されていない自然系素材の色は上記の色彩の範囲によらないことができる。</li> </ul>	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀を設置する場合は、白又は茶系統の落ちついた色彩とする。</li> </ul>	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機等壁面に設置する設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず、見える位置に設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠しを設ける。</li> <li>・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい位置に設置するとともに、屋根の基準に準じて鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観に配慮する。</li> </ul>	
山麓ゾーン	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数は、3階以下とする。</li> </ul>	
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の前面に植栽を行うとともに、樹木の保護・保全に努める。</li> <li>・新たに植栽を行う場合は、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮する。</li> </ul>	
寺院界限	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する寺院に緑地が配されている場合は、一体的な緑化に努める。</li> </ul>	
	灯具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。</li> <li>・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。</li> </ul>	
武家地ゾーン	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁は、原則として道路境界線から1メートル以上後退させ、ゆとりを確保するとともに、植栽等によりうるおいを高める。</li> </ul>	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、塀又は生垣を設ける。</li> <li>・門、塀は和瓦葺きとするように努める。</li> <li>・生垣とする場合にあつては、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮する。</li> </ul>	



	醬油蔵 界限	屋根	・本瓦葺きとするように努め、屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする。やむを得ず本瓦葺きにできない場合は、和瓦葺きとする。
		外壁	・仕上げは、漆喰塗り、板貼り又はこれに類するものとする。 ・虫籠窓、格子等の伝統的な意匠を取り入れるように努める。
	寺院 界限	外構	・隣接する寺院に緑地が配されている場合は、一体的な緑化に努める。
		灯具	・枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
町家 ゾーン	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、隣近接する伝統的な建物の壁面又は塀にそろえるように努める。 ・駐車スペース等を確保するためにやむを得ず建物を後退させる場合は、門、塀の設置等により、まちなみの連続性を損なわないように努める。	
	建具	・建具の色は、黒色又は茶系統とする。	
醬油蔵 界限	屋根	・本瓦葺きとするように努め、屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする。やむを得ず本瓦葺きにできない場合は、和瓦葺きとする。	
	外壁	・仕上げは、漆喰塗り、板貼り又はこれに類するものとする。 ・虫籠窓、格子等の伝統的な意匠を取り入れるように努める。	
	壁面の位置	・壁面の位置は、寺院の塀との連続性に配慮する。	
寺院 界限	外構	・隣接する寺院に緑地が配されている場合は、一体的な緑化に努める。	
	灯具	・枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。	
川辺 ゾーン	屋根	・対岸から桁行き方向の屋根面が見える形状及び配置を原則とする。	

(注1)「醬油蔵界限」及び「寺院界限」の基準は、当該界限の中の醬油蔵又は寺院が接する通りに面する建築物を対象とし、当該通りから展望できる部分に適用する。

(注2)「みち」に面する建築物には、上記の基準に加え、以下に掲げる基準を適用する。

区域	項目	景観形成基準
白壁の みち	高さ	・階数は2階とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	外構	・門、塀の仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するものとする。 ・門、塀は和瓦葺きとする。
	灯具	・足元を照らすことを基本とし、枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。

十文字川のみち	高さ	・階数は2階とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	外構	・門、塀の仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するものとする。 ・門、塀は和瓦葺きとする。 ・水路景観に配慮し、水路等の暗渠化を避けるとともに、新たに水路橋等を設置する際には石造りとするなど周辺と調和させ、一体的な修景に努める。 ・敷地と水路との境界際においては、石積み、植栽の保全等のせせらぎ景観に配慮した修景に努める。
	灯具	・枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
商家のみち	高さ	・階数は2階とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	屋根及び庇	・屋根及び庇は、和瓦葺きで平入りとし、屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする。 ・1階には下屋根又は下屋庇を設け、軒先の位置、高さ、勾配を周囲の伝統的な建物に合わせるものとする。
	外壁	・外壁は、白又はそれに近い色彩の仕上げとし、腰壁部分は板貼り又はこれに類するものとする。
	建具	・原則として、木製とする。やむを得ず木製以外とする場合は、茶系統の色彩とする。 ・通りに面する部分の窓、格子等は、伝統的な様式とする。
浦川のみち	高さ	・階数は2階とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	屋根	・本瓦葺きとするように努め、屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする。やむを得ず本瓦葺きにできない場合は、和瓦葺きとする。
	外壁	・仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するものとする。
	外構	・水路景観に配慮し、水路等の暗渠化を避けるとともに、新たに水路橋等を設置する際には石造りとするなど周辺と調和させ、一体的な修景に努める。 ・敷地と水路との境界際においては、石積み、植栽の保全等の水路景観に配慮した修景に努める。
	灯具	・枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
川辺のみち	屋根 ・外壁	・通りに面する屋根、外壁に、本瓦葺き、漆喰塗り、板貼り等の龍野の特色ある意匠を取り入れるように努める。

(注3) 近代洋風建築の修景等については、別表1の基準によらず、建物の特性にふさわしいものとするよう努める。

別表2 自動販売機に関する基準

区域	項目	景観形成基準

指定区域全域	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努める。</li> <li>・複数設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。</li> <li>・背景が土壁、漆喰壁等の場合は、色相 5 Y、明度 7.5、彩度 1.5 を、焼杉板壁等の場合は、色相 5 Y R、明度 3、彩度 1 を基本とする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>

別表 3 広告物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準		
指定区域全域	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上又は最上階の屋根上へは掲出はしない。取付け高さは1階の階高さを限度とし、1階の下屋根又は下屋底の上には設置しないことを原則とする。ただし、伝統的な意匠の木製看板又は灯具看板等を設置する場合は、この限りでない。</li> <li>・道路内への設置又は突出はしない。</li> <li>・テントには広告物を掲出しないように努める。</li> <li>・川辺ゾーンでは、揖保川に直交して設置することを基本とする。</li> </ul>		
	大きさ	川辺ゾーンを除く全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1方向の表示面積は2平方メートル以下を原則とする。ただし、のれんはこの限りでない。</li> <li>・1立面の壁面利用広告物の総表示面積は、間口と軒高さの積の100分の15以下かつ5平方メートル以下を原則とする。</li> </ul>	
		川辺ゾーン	建植え広告物、置き看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1方向の表示面積は2.5平方メートル以下を原則とする。</li> <li>・地上からの高さは6メートル以下を原則とする。</li> </ul>
			壁面利用広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1立面の総表示面積は5平方メートル以下を原則とする。ただし、地色を無彩色又は茶系統とし、文字の面積を看板の面積の20パーセント以下とした場合は、10平方メートル以下とする。</li> </ul>
			立て看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1方向の表示面積は2平方メートル以下を原則とする。</li> <li>・地上からの高さは2メートル以下を原則とする。</li> </ul>
その他の広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1方向の表示面積は2平方メートル以下を原則とする。ただし、のれんはこの限りでない。</li> </ul>			
意匠・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏籠山や揖保川等の自然環境や歴史的なまちなみと、建築物に調和したデザインとする。</li> <li>・木材、石材等の自然系素材を使うように努める。</li> <li>・形状は長方形を基本とする。</li> <li>・建植え広告物は、高さの3分の1程度まで腰板を設置するなど、屋根、格子、行灯等の伝統的意匠を取り入れるように努める。</li> <li>・プラスチックの竿等を用いた簡易なのぼり旗は、原則として設置しない。地域のイベント等に一時的に使用する場合はこの限りでないが、この場合も、景観上の配慮に努める。</li> </ul>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木枠を用いた布貼り印刷の簡易な脚付き立て看板は、原則として設置しない。</li> <li>・下地を光沢のあるアクリル板のみで制作した看板、極太文字の看板、細かく多数の文字が書かれている看板、原色を多用した看板等は設置しないように努める。ただし、歴史的なまちなみに配慮した意匠を用い、周辺景観と調和したものはこの限りでない。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩の範囲は、R、YR系の色相では彩度6以下、Y系の色相では彩度4以下、その他の色相では彩度2以下とする。ただし、表示面積の20パーセント以下に限りこれを超える色を使用できるが、Y、YR系の色相では彩度10、その他の色相では彩度8を超える色を使用してはならない。なお、着色されていない木材、石材又は銅板等の自然系素材の色はこの限りでない。</li> </ul>
文字等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地色に占める文字の面積の割合を小さくするように努める。</li> <li>・キャラクター等のイラストや写真入りの看板は設置しないように努める。地域で親しまれているものはこの限りでないが、この場合も周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点滅式照明、回転灯、ネオンサイン、LEDサイン、映像、レーザー光線等の動く光、点滅する光、原色を多用した光及び強い光等を用いた看板は設置しない。</li> </ul>



**兵庫県告示第288号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第15条第1項の規定により、広域景観形成地域を次のとおり指定し、平成27年7月1日より施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、中播磨県民センター、但馬県民局、豊岡市役所、養父市役所、朝来市役所、神河町役場及び市川町役場において縦覧に供する。

なお、平成18年兵庫県告示第418号の20（景観形成地区の指定）は、平成27年6月30日限り、廃止する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 広域景観形成地域の名称及び種別

名称 国道312号沿道地域

種別 沿道型広域景観形成地域

2 広域景観形成地域に指定する土地の区域

国道312号の神崎郡福崎町と神崎郡市川町の行政境から豊岡市元町地内立野橋交差点まで及び県道豊岡瀬戸線豊岡市元町地内立野橋交差点から豊岡市瀬戸地内瀬戸交差点までの区間並びにこれらから展望できる区域で路端から1,000メートル以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- (1) 養父市八鹿町八鹿地区歴史的景観形成地区及び神河町中村・栗賀町地区歴史的景観形成地区
- (2) 豊岡市の景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。）に定められた城崎温泉景観形成重点地区及び江原駅東景観形成重点地区
- (3) 朝来市の景観計画に定められた竹田景観形成地区、口銀谷景観形成地区及び太盛景観形成地区



**兵庫県告示第289号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第16条第1項の規定により、国道312号沿道地域について、広域景観形成基準を次のように定め、平成27年7月1日より施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、中播磨県民センター、但馬県民局、豊岡市役所、養父市役所、朝来市役所、神河町役場及び市川町役場において縦覧に供する。

なお、平成18年兵庫県告示第418号の22（景観形成基準）は、平成27年6月30日限り、廃止する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 国道312号沿道地域広域景観形成基準

## 1 広域景観の特性

## (1) 広域景観形成の基本理念

国道312号及び県道豊岡瀬戸線の当該区間は、延長約90キロメートルと広域にわたり、山や川の自然風景、人々の生活が感じられる田園風景、歴史的まちなみ、市街地などの多様な表情をもつ地域を通過し、沿道風景の変化を楽しめる道路である。

地域住民、事業者及び行政の連携協調と創意工夫により、区間全体として調和と連続性を持ちながらも、変化に富んだ沿道景観づくりを目指すため、次のとおり広域景観形成の基本理念を定める。

『播磨と但馬をつなぐ風景のある沿道景観づくり』

～銀の馬車道からコウノトリのふるさとへ～

## (2) 広域景観形成の基本方針

豊かな自然などの周辺環境と調和した快適な沿道空間を目指すとともに、地域の特性や景観資源を活かした沿道景観を実現する。

ア 市川、円山川、播但山地等の雄大な自然風景や、ゆったりと広がる田園風景を守りながら、心地よい沿道景観をつくる。

イ 賑わいのある市街地、伝統的まちなみや史跡等の観光地、里から山に続く集落など、各地域の歴史・風土を活かしながら、変化を楽しめる沿道景観をつくる。

広域景観形成の基本方針に基づき、地形や景観の特性等を踏まえ、次の各号に掲げる10のゾーン及び5つのエリアに分け、地域の特性に応じたきめ細やかな広域景観形成を実現する。

## 【ゾーン】

## (7) 市川のみち「田園集落景観保全ゾーン」

ゆるやかな山の稜線に縁取られ、ゆったりと流れる市川に沿って田園集落が広がる地域として、穏やかな田園集落の景観の保全を図る。

## (8) 神河のみち「里から山に至る集落景観保全ゾーン」

銀の馬車道の面影が感じられる農村集落の佇まいと、但馬へつながる山あいの風景が見られる地域として、里から山に続く集落景観の保全を図る。

## (9) 生野のみち「鉾石の道」景観誘導ゾーン」

鉾山への入口として、また但馬地域の玄関口としてふさわしい、情緒あふれる歴史豊かな景観の形成を図る。

## (10) 朝来のみち「農の大景観保全ゾーン」

道路の両脇に広大な田園、集落の風景が立ち現れ、その奥に山並みという景観構成を有する地域として、魅力的な田園景観と円山川のゆったりした流れを積極的に楽しめる景観の形成を図る。

## (11) 和田山のまち「ヒト・モノ・歴史・文化の交流促進ゾーン」

国道9号（旧山陰街道）との合流点であり、古代から現代に至るまで、南但馬の中心地として人々が集まってきたまちの地域として、人々のアメニティに寄与する景観の創造を図る。

## (12) 養父・八鹿のみち「生活文化景観誘導ゾーン」

周辺に歴史豊かなまちなみが残り、沿道には民家や田畑が並ぶ地域に根ざした人々の生活の様子が窺い知れる生活文化の景観が広がる地域として、地域住民の住みよさに寄与する景観の創造を図る。

## (13) 日高のみち「高原のまち景観誘導ゾーン」

神鍋高原への入り口、また地域の賑わいの中心地として、多くの農地や集落の美しい景観を残しつつ、商業地やリゾート地等と共存する景観の創造を図る。

## (14) 豊岡のまち「新旧都市景観の融合ゾーン」

古くからのまちなみと公共施設、親水公園などの新しいまちなみが並ぶ地域として、それらがうまく共存し溶け合うような景観の形成を図る。

## (15) 円山川のほとり「川の大景観保全ゾーン」

但馬の雄大さを物語る、円山川のダイナミックな景観が続く地域として、随所に位置する橋を意識しつつ雄大な山並みに囲まれたおおらかな景観の保全を図る。

## (16) 城崎のまち「自然の恵み豊かなもてなし景観形成ゾーン」

温泉情緒豊かな城崎の古いまちなみの賑わいを演出するとともに、沿道景観のクライマックスとし

て、円山川河口の大景観の雄大さを感じられる景観の形成を図る。

【エリア】

- (7) 市街地エリア  
賑わいと秩序のある景観づくりを進める。
- (4) 歴史的市街地エリア  
歴史文化の魅力を感じられる景観づくりを進める。
- (7) 山間エリア  
山あいの自然風景と見下ろし眺望を守る景観づくりを進める。
- (2) 集落・田園エリア  
広大な田園風景と背景の山並に配慮した景観づくりを進める。
- (4) 川エリア  
雄大な川の風景と背景の山の稜線<sup>りょうせん</sup>への眺望を確保した景観づくりを進める。

2 大規模建築物等に係る広域景観形成基準

(1) 一般基準

- ア 大規模建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、各エリアの特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、調和のとれたものとする。
- イ うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地の緑化や建築物緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。
- ウ 大規模建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。
- エ 良好な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。
- オ 他のエリアとの境界付近では、連続するエリアからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。

(2) 項目別基準

別表1及び別表2のとおりとする。ただし、知事が、景観審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないとする大規模建築物等については、これによらないことができる。

別表1 建築物に係る広域景観形成基準

【市街地エリア、歴史的市街地エリア】

項目	広域景観形成基準	
	市街地エリア	歴史的市街地エリア
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。</li> <li>・沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線<sup>りょうせん</sup>を分断しない高さおよび規模となるよう努める。</li> <li>・分棟<sup>ぶんたか</sup>や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。</li> <li>・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>を与えないよう努める。</li> <li>・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。</li> <li>・側面・背面の意匠にも配慮する。</li> <li>・通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。</li> <li>・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。</li> <li>・塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として勾配屋根とし、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した形態・意匠とする。</li> <li>・やむを得ず塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。</li> </ul>
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。</li> <li>・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。</li> <li>・商業業務施設が連続している通り沿いでは歩行者に配慮し、色彩の工夫など、賑わいを演出した意匠とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>

		<p>景観との調和に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に同じ</li> <li>左記に同じ</li> </ul>
色 彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する色は、けばけばしくならないう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。</li> <li>高層ビルの中高層部は、低彩度となるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する色は、けばけばしくならないう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>(4) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記に同じ</li> <li>左記に同じ</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色は、けばけばしくならないう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基調となる色は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) 10 R から 5 Y までの色相を使用する場合は彩度4以下</li> <li>(2) その他の色相を使用する場合は彩度3以下</li> <li>(3) 明度は全色相6以下</li> </ul>
そ の 他	太陽光発電 パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記に同じ</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。</li> <li>・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。</li> <li>・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>

注) エリアについては、「国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図」に示すとおり。以下別表1及び別表2において同じ。

【山間エリア、集落・田園エリア、川エリア】

項目	広域景観形成基準		
	山間エリア	集落・田園エリア	川エリア
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。</li> <li>・沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さおよび規模となるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。</li> <li>・分棟や雁行<sup>がん</sup>配置等により、周辺の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。</li> <li>・敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。</li> <li>・分棟や雁行<sup>がん</sup>配置等により、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した位置・規模とする。</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の流路と建築物の壁面の長手方向が平行する形としないなど、開放的な田山川への視線を遮らないよう配慮する。</li> <li>・川に接している敷地は、できるだけ堤防敷との空間の確保に努めるなど、河川景観の開放性に配慮する。</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大で無窓など単調なもの避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行<sup>がん</sup>形とするなど、周辺の自然景観に調和した意匠とするよう努める。</li> <li>・側面・背面の意匠にも配慮する。</li> <li>・意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大で無窓など単調なもの避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行<sup>がん</sup>形とするなど、周辺の自然・田園景観に調和した意匠とするよう努める。</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。</li> <li>・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、目立たないように配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として勾配屋根とし、周辺の自然景観との</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として勾配屋根とし、周辺の自然・田園景</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>

		<p>調和に配慮した形態・意匠とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。</li> </ul>	<p>観との調和に配慮した形態・意匠とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。</li> <li>・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>

	<p>又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</p> <p>(1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(4) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。</p> <p>・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。</p>	<p>・左記に同じ</p>	<p>・左記に同じ</p>
<p>屋根</p>	<p>・基調となる色は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下</p> <p>(2) その他の色相を使用する場合は彩度3以下</p> <p>(3) 明度は全色相6以下</p>	<p>・左記に同じ</p>	<p>・左記に同じ</p>

その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。</li> <li>・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木の保全に配慮するとともに、地域の植生を活かし地域で親しまれている樹種を選定する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。</li> <li>・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>

別表2 工作物に係る広域景観形成基準  
【市街地エリア、歴史的市街地エリア】

項目	広域景観形成基準	
	市街地エリア	歴史的市街地エリア

位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。</li> <li>・沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模となるよう努める。</li> <li>・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
色 彩	<p>外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。</li> <li>・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。</li> <li>・煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> <li>(4) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>

		よう努める。	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</li> <li>(1) 10 Rから 5 Yまでの色相を使用する場合は彩度 4 以下</li> <li>(2) その他の色相を使用する場合は彩度 3 以下</li> <li>(3) 明度は全色相 6 以下</li> </ul>
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。</li> <li>・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうのおいのある植栽に努める。</li> <li>・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。</li> <li>・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>

【山間エリア、集落・田園エリア、川エリア】

項目	広域景観形成基準		
	山間エリア	集落・田園エリア	川エリア

位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。</li> <li>・沿道からの眺望の背景となる山並みの稜線を分断しない高さ及び規模となるよう努める。</li> <li>・沿道から見下ろすことができる田園や集落への視線を遮らないよう配慮する。</li> <li>・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・工作物の壁面の長手方向が沿道に面する形としないなど、開放的な田園への視線を遮らないよう配慮する。</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・川の流路と工作物の壁面の長手方向が平行する形としないなど、開放的な円山川への視線を遮らないよう配慮する。</li> <li>・川に接している敷地は、できるだけ堤防敷との空間の確保に努めるなど、河川景観の開放性に配慮する。</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。</li> <li>・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>



	<p>又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。</p> <p>(1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(4) 明度は全色相できる限り8以下とする。特に大きな壁面を有する場合は8以下を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。</li> <li>・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設については、適用しない。</li> <li>・煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
<p>屋根</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は、地域の和瓦葺きの家並みと違和感なく、周辺の緑と調和する低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておむね次のとおりとする。ただし、和瓦等伝統的材料を使用し周囲の景観と調和している場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>

		<p>合はこの限りでない。</p> <p>(1) 10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下</p> <p>(2) その他の色相を使用する場合は彩度3以下</p> <p>(3) 明度は全色相6以下</p>		
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。</li> <li>・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存樹木の保全や地域の植生に配慮したうえのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。</li> <li>・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> <li>・左記に同じ</li> </ul>
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記に同じ</li> </ul>

### 3 広告物等に係る広域景観形成基準

別表3のとおりとする。ただし、知事が、景観審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないと認める広告物等については、これによらないことができる。

別表 3

(道路路端から100メートル以内の区域に設置等する広告物等)

ゾーン	エリア	項目	広域景観形成基準
全域	全域	位置 ・ 高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の壁面や屋上を利用する広告物等（以下「壁面広告物等」という。）にあつては、道路と直交する壁面等への表示又は設置を控えるとともに、窓面を塞がないようにする。</li> <li>2階以下に表示又は設置するものとする。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地色（建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。）は、けげばけしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、当該エリアが歴史的景観形成地区に隣接している場合は、この限りでない。</li> <li>(1) R、Y R系の色相を使用する場合は彩度6以下</li> <li>(2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下</li> </ul>
		形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>長方形を基本とする。ただし、材質に自然素材を用いる場合はこの限りでない。</li> <li>建て植えをするものにあつて、一敷地に複数表示又は設置する場合は集合化に努めるものとする。やむを得ず集合化できない場合は、意匠をそそえるなどの工夫をする。</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>電光掲示板やLED等それ自体が発光するものの使用は控えるものとする。</li> <li>建て植えするものにあつて電照式とする場合は外照式とする。</li> <li>広告旗については、必要最小限の期間の表示又は設置にとどめ、適切に管理するものとする。</li> <li>壁面広告物等の表示内容については、店名又は業種名のみとする。</li> </ul>
	市街地	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て植えするものにあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるよう努める。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。（高彩度色とは、R、Y R系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。以下同じ。）</li> </ul>
		形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て植えするものにあつては、縦長長方形を基本とする。</li> </ul>
	歴史的市街地	位置 ・ 高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て植えするものにあつては、隣接する建築物の軒の高さを超えないよう努める。</li> </ul>
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て植えするものにあつては、屋根を設けたり、格子、行灯等伝統的形態とするよう努める。</li> <li>壁面広告物等は、格子、行灯等の伝統的形態とするよう努める。</li> <li>壁面広告物等は、原則として切り文字表示とする。やむを得ない場合は地色を外壁と同系色又は調和する色とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字等に使用する色については、高彩度色の使用を1色以下とし、アクセント色として使用するものとする。</li> </ul>

	山間/集 落・田園	位置 ・ 高さ	・ 広告旗等動く広告物等は表示又は設置を控えるものとし、2階以上には表示又は設置しないものとする。
		意匠	・ 周囲の景観に配慮した枠を設けるとともに、その枠は間伐材等を使用した木製とするよう努める。
		材料	・ 木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。
		色彩	・ 文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
	川	位置 ・ 高さ	・ 建て植えるものにあつては、原則として川側には表示又は設置しないものとする。やむを得ず川側に表示又は設置する場合は、周囲の建築物や広告物等を考慮し、川の眺めを阻害しないよう努める。 ・ 広告旗等の動く広告物は表示又は設置を控えるものとし、2階以上には表示又は設置しないものとする。
		色彩	・ 文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
市川のみち 「田園集落景 観保全ゾーン」	市街地/ 集落・田 園	位置 ・ 高さ	・ 建て植えるものにあつては、原則として川側には表示又は設置しないものとする。やむを得ず川側に表示又は設置する場合は、周囲の建築物や広告物等を考慮し、離隔距離を十分にとるなど市川への眺望を阻害しないよう努める。
神河のみち 「里から山に 至る集落景観 保全ゾーン」	市街地	位置 ・ 高さ	・ 建て植えるものにあつては、原則として川側には表示又は設置しないものとする。やむを得ず川側に表示又は設置する場合は、周囲の建築物や広告物等を考慮し、離隔距離を十分にとるなど越知川への眺望を阻害しないよう努める。
		意匠	・ 歴史的景観形成地区周辺にあつては、中村・栗賀町地区の歴史的なまち並みと調和するよう努める。
		色彩	・ 歴史的景観形成地区周辺にあつては、地色はげばげばしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 色相Y R系若しくはY系の5 Yまで、明度8以下、彩度4以下又は無彩色
	集落・田 園	意匠	・ 歴史的景観形成地区周辺にあつては、中村・栗賀町地区の歴史的なまち並みと調和するよう努める。
色彩		・ 歴史的景観形成地区周辺にあつては、地色はげばげばしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 色相Y R系若しくはY系の5 Yまで、明度8以下、彩度4以下又は無彩色	
生野のみち 「鉦石の道」 景観誘導ゾ ーン」	歴史的 市街地	位置 ・ 高さ	・ 建て植えるものにあつては、原則として谷側には掲出しないものとする。やむを得ず谷側に表示又は設置する場合は、周辺の建築物や広告物等を考慮し、離隔距離を十分にとるなど歴史ある集落への眺望を阻害しないよう努める。

		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地色はげばげばしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りでない。</li> <li>(1) 全色相明度 2 以上 9.5 以下、彩度 0.5 以下</li> <li>(2) 色相 2.5 YR ~ 2.5 Y、明度 3 以上 9.5 以下、彩度 4 以下</li> </ul>	
	山間	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地色はげばげばしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りでない。</li> <li>(1) 全色相明度 2 以上 9.5 以下、彩度 0.5 以下</li> <li>(2) 色相 2.5 YR ~ 2.5 Y、明度 3 以上 9.5 以下、彩度 4 以下</li> </ul>	
朝来のみち 「農の大景観 保全ゾーン」	市街地	位置 ・ 高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て植えるものにあつては、原則として川側には表示又は設置しないものとする。やむを得ず川側に表示又は設置する場合は、周囲の建築物や広告物等を考慮し、離隔距離を十分にとるなど円山川対岸への眺望を阻害しないよう努める。</li> </ul>	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て植えるものにあつては、木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。</li> </ul>	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>建て植えるものにあつては、地色はげばげばしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね Y、YR、R 系のできる限り彩度を低くするものとする。</li> </ul>	
和田山のまち 「ヒト・モノ・ 歴史・文化の交 流促進ゾーン」	市街地	形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物は下地に格子等を使用するなど周辺景観に配慮したものであるものとする。</li> </ul>	
		歴史的 市街地	位置 ・ 高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として川側には表示又は設置しないものとする。やむを得ず川側に表示又は設置する場合は、周囲の建築物や広告物等を考慮し、離隔距離を十分にとるなど円山川対岸の歴史ある集落への眺望を阻害しないよう努める。</li> <li>原則として古い石垣等、歴史ある塀又は垣には表示又は設置しないものとする。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地色はげばげばしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りでない。</li> <li>色相 5 YR ~ 10 Y、明度 4 以上 9.5 以下、彩度 4 以下</li> </ul>	
養父・八鹿のみち 「生活文化景 観誘導ゾーン」	山間	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面広告物等は、原則として切り文字表示とする。やむを得ない場合は地色を外壁と同系色又は調和する色とする。</li> </ul>	
		集落・田 園	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>八鹿の歴史的なまち並みと調和するよう努める。</li> </ul>
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>地色はげばげばしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。</li> <li>(1) 色相 10R ~ 10Y、明度 4 以上 9 以下、彩度 5 以下</li> <li>(2) 色相 10B ~ 5 P、明度 7 以上 9 以下、彩度 3 以下</li> <li>(3) 無彩色</li> </ul>	
		形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面広告物等は、原則として横長看板とする。</li> </ul>	
日高のみち 「高原のまち 景観誘導ゾ ーン」	市街地	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>地色はげばげばしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系において、YR、R 系とし、緑景観との調和を図る。</li> </ul>	
		形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上広告物は、下地に格子等を使用するなど周辺景観に配慮したものであるものとする。</li> </ul>	

	集 落 ・ 田園	意匠	・ 壁面広告物等は、原則として切り文字表示とする。やむを得ない場合は看板地色を外壁と同系色又は調和する色とする。
豊岡のまち 「新旧都市景観の融合ゾーン」	市街地	位置 ・ 高さ	・ 突出広告物は、2階又は3階底下に設置し、軒先より突出せず、4階以上には掲出しない。 ・ 突出広告物は、原則として1個とする。やむを得ない場合は、離隔距離を5メートル以上とする。
		意匠	・ 壁面広告物等は、原則として切り文字表示とし、やむを得ない場合は看板地色を外壁と同系色又は調和する色とする。 ・ 建て植えるもの、突出広告物にあつては、周囲の景観に配慮した枠を設けるよう努める。
		形状	・ 突出広告物は、縦長長方形を基本とする。
	歴 史 的 市街地	位置 ・ 高さ	・ 突出広告物は、1階又は2階底下に設置するものとし、軒先より突出させず、3階以上には掲出しない。 ・ 原則として1個とする。やむを得ない場合は、離隔距離を5メートル以上とするものとする。
		意匠	・ 各店舗とも表示内容、意匠について整序に努める。
		形状	・ 突出広告物は、縦長長方形を基本とする。
円山川のほとり 「川の大景観保全ゾーン」	川	意匠	・ 建て植えるものにあつては、屋根を設けたり、格子など伝統的形態を使用するよう努める。
		材料	・ 建て植えるものにあつては、木、石を感じさせる材質を使用するよう努める。
城崎のまち 「自然の恵み豊かなもてなし景観形成ゾーン」	歴 史 的 市街地	位置 ・ 高さ	・ 突出広告物は、1階又は2階底下に設置し、軒先より突出せず、3階以上には掲出しない。 ・ 突出広告物は、原則として1個とする。やむを得ない場合は、離隔距離を5メートル以上とする。
		意匠	・ 突出広告物は、各店舗とも表示内容、意匠について整序に努める。
		色彩	・ 地色はげばげばしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 Y R系又はY系、明度5以上9以下、彩度4以下
		形状	・ 突出広告物は、縦長長方形を基本とする。

(道路路端から100メートルを超える区域に設置等する広告物等)

ゾーン	エリア	項目	広域景観形成基準
全域	全域	色彩	・ 地色（建築物等の壁面等が地となる場合を含む。以下同じ。）はげばげばしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、当該エリアが歴史的景観形成地区に隣接している場合は、この限りでない。 (1) R、Y R系の色相を使用する場合は彩度6以下 (2) Y系の色相を使用する場合は彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は彩度2以下
		その他	・ 電光掲示板やLED等それ自体が発光するものの使用は控えるものとする。

	市街地/ 山間/集 落・田園 /川	色彩	・文字等に使用する色については、高彩度色の使用を2色以下とし、アクセント色として使用するものとする。(高彩度色とは、R、Y R系の色相については彩度6を、Y系の色相については彩度4を、その他の色相については彩度2を超えるものをいう。以下同じ。)
	歴 史 的 市街地	色彩	・文字等に使用する色については、高彩度色の使用を1色以下とし、アクセント色として使用するものとする。
神河のみち 「里から山に 至る集落景観 保全ゾーン」	市街地/ 集落・田 園	色彩	・歴史的景観形成地区周辺にあつては、地色はげげげしくならないように努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 色相Y R系若しくはY系の5 Yまで、明度8以下、彩度4以下 又は無彩色
生野のみち 「鉾石の道」 景観誘導ゾ ーン」	歴 史 的 市街地/ 山間	色彩	・地色はげげげしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りでない。 (1) 全色相明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 (2) 色相2.5 YR～2.5 Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下
朝来のみち 「農の大景観 保全ゾーン」	市街地	色彩	・建て植えるものにあつては、地色はげげげしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむねY、Y R、R系のできる限り彩度を低くするものとする。
和田山のまち 「ヒト・モノ・ 歴史・文化の交 流促進ゾーン」	歴 史 的 市街地	色彩	・地色はげげげしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りでない。 色相5 YR～10 Y、明度4以上9.5以下、彩度4以下
養父・八鹿のみ ち 「生活文化景 観誘導ゾーン」	集落・田 園	色彩	・地色はげげげしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 (1) 色相10 R～10 Y、明度4以上9以下、彩度5以下 (2) 色相10 B～5 P、明度7以上9以下、彩度3以下 (3) 無彩色
日高のみち 「高原のまち 景観誘導ゾ ーン」	市街地	色彩	・地色はげげげしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系において、Y R、R系とし、緑景観との調和を図る。
城崎のまち 「自然の恵み 豊かなもてな し景観形成ゾ ーン」	歴 史 的 市街地	色彩	・地色はげげげしくならないよう努めるものとし、その範囲はマンセル色票系においておおむね次のとおりとする。 Y R系又はY系、明度5以上9以下、彩度4以下

注) ゾーン及びエリアについては、「国道312号沿道地域沿道型広域景観形成地域広域景観形成基準付図」に示すとおり。



**兵庫県告示第290号**

平成25年兵庫県告示第1191号（広域景観の形成が特に必要な区域）の一部を次のように改正し、風景型広域景観形成地域の表に係る改正は平成27年4月1日から、沿道型広域景観形成地域の表に係る改正は同年7月1日から施行する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

風景型広域景観形成地域の表円山川下流地域の項の右欄 3 (2) 中「北近畿タンゴ鉄道株式会社宮津線」を「WILLER TRAINS株式会社宮津線（京都丹後鉄道宮豊線）」に改める。

沿道型広域景観形成地域の表国道312号沿道地区の項の左欄中「国道312号沿道地区」を「国道312号沿道地域」に、同項の右欄(1)中「神崎郡神河町と朝来市」を「神崎郡福崎町と神崎都市川町」に改める。



**兵庫県告示第291号**

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第32条第1項の規定により、次の整備計画を認定し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称  
丹波地域
- 2 整備計画の名称  
篠山市東岡屋地区整備計画
- 3 整備計画の区域  
篠山市東岡屋字富山700番ほか（区域は縦覧に供する整備計画に示す。）
- 4 整備計画の縦覧場所  
兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所



**兵庫県告示第292号**

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第32条第1項の規定により、次の整備計画を認定し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称  
丹波地域
- 2 整備計画の名称  
篠山市城下町北地区整備計画
- 3 整備計画の区域  
篠山市黒岡字見舞カイチ102番2ほか（区域は縦覧に供する整備計画に示す。）
- 4 整備計画の縦覧場所  
兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所



**兵庫県告示第293号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	月が丘地区地区計画
明石市	東播都市計画地区計画	大久保町松陰山手地区地区計画



**兵庫県告示第294号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都



市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画道路	1. 4. 2号都市高速道路 2号線ほか 7路線
同 市	神戸国際港都建設計画用途地域	
同 市	神戸国際港都建設計画高度地区	
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	花山中尾台地区地区計画
同 市	神戸国際港都建設計画流通業務団地	神戸流通業務団地
西宮市	阪神間都市計画生産緑地地区	上ヶ原 2 生産緑地地区ほか 5 地区
尼崎市	同 上	西昆陽 2 丁目 12 生産緑地地区ほか 20 地区
伊丹市	同 上	天神川 1-25 生産緑地地区ほか 24 地区
宝塚市	同 上	伊子志 3 生産緑地地区ほか 17 地区
同 市	阪神間都市計画地区計画	宝塚山手台地区地区計画
同 市	同 上	千種地区地区計画
川西市	同 上	けやき坂地区地区計画
同 市	阪神間都市計画用途地域	
同 市	阪神間都市計画生産緑地地区	北・中部 135 生産緑地地区ほか 2 地区
三木市	東播都市計画道路	3. 4. 650号花尻城山線ほか 5 路線
小野市	同 上	3. 4. 750号南環状線ほか 1 路線
加西市	同 上	3. 5. 802号北条 3 号線
加東市	東播都市計画下水道	加東市公共下水道
姫路市	中播都市計画道路	3. 4. 553号広畑幹線ほか 1 路線
相生市	西播都市計画道路	3. 4. 503号那波野相生線ほか 6 路線
同 市	西播都市計画土地区画整理事業	東部土地区画整理事業
南あわじ市	南あわじ都市計画道路	3. 6. 802号福良伊加利線ほか 2 路線

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項及び同条第 8 項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成 27 年 4 月 1 日から次のとおり変更する。

平成 27 年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの 4 万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成 10 年以降、漁業生産量は 1 万 7 千トン前後で推移していたが、平成 21 年以降は 1 万 3 千トン台となった。一時は 300 トンまで減少していたずわいがにの生産量は 1 千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成26年1月から平成26年12月まで	若干
まいわし	平成26年1月から平成26年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	若干
するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成27年1月から平成27年12月まで	若干
まいわし	平成27年1月から平成27年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	(注釈)
するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成27年5月6日から 平成27年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成27年4月20日から 平成27年6月15日まで	3,140

- 5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項  
さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。
- 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
  - (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
  - (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
  - (3) 第2種特定海洋生物資源のさわりについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
  - (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



**一級河川淀川水系神崎川圏域河川整備計画の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川淀川水系神崎川圏域に係る河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び阪神南県民センター西宮土木事務所において公表する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオン尼崎店  
所在地 尼崎市次屋3丁目13番18号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 イオンリテール株式会社  
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表者の氏名 岡 崎 双 一
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 イオンリテール株式会社  
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表者の氏名 梅 本 和 典
    - イ 変更後  
名称 イオンリテール株式会社  
住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表者の氏名 岡 崎 双 一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	中 山 章
株式会社庵寿 外29者	堺市堺区砂道町2-3-23	田 村 直 茂

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社未来屋書店	千葉県美浜区中瀬一丁目6番地	羽 傘 秀 幸
株式会社庵寿 外25者	堺市堺区砂道町2-3-23	河 盛 正 隆

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年2月1日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年2月1日ほか

5 届出年月日

平成27年3月9日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成27年3月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成27年7月31日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野店  
所在地 小野市王子町字太良右兵エ門池868番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長 尾 真
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長尾 真
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本 和典
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長尾 真
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		
ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本 和典
株式会社ジーフット	名古屋市千種区今池三丁目4番10号	松井 博史
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一
外18者		
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社ジーフット	名古屋市千種区今池三丁目4番10号	松井 博史
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一
外18者		

## 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年2月1日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年2月1日

## 5 届出年月日

平成27年3月2日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成27年3月31日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成27年7月31日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 やしろショッピングパーク

所在地 加東市社字柿ヶ坪1128—1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
やしる商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	富 村 義 生
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社クラフトフーズ	東京都板橋区板橋一丁目48番17号	慶 野 弘 美
ライズ株式会社	神戸市長田区川西通三丁目4番	南 龍 秀

外22者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社クラフトフーズ	東京都板橋区板橋一丁目48番17号	慶 野 弘 美
ライズ株式会社	神戸市長田区川西通三丁目4番	南 龍 秀

外23者

4 変更年月日

平成27年2月1日ほか

5 届出年月日

平成27年3月9日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年3月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年7月31日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告**

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき神戸市が施行している西神第2地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市みなと総局技術部工務課において縦覧に供する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

工事完了工区

Ⅱ-9-2、Ⅱ-10-2、Ⅲ-12-6



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町福崎新字町田395番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町二俣1011番地 神鋼二俣社宅A 3—103号  
森 晴 彦  
神崎郡福崎町福田270番地1 カルムリー福崎B 302号  
森 敦 司
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年11月20日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1—29号（26福崎）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市片浜町57番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市南条三丁目110番地の1  
株式会社ユー・ハウス 代表取締役 西 川 寿 明
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年11月28日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1—31号（26赤穂）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第17号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

- 2 老人ホームの表神戸市の項中

「

ケアハウスまんてん垂水	同 市垂水区名谷町1547—1
-------------	-----------------

」

を

「

ケアハウスまんてん垂水	同 市垂水区名谷町1547—1
ザ・レジデンス神戸舞子	同 市垂水区海岸通11—97

に改め、同表姫路市の項中

	こうろ苑	同 市香寺町香呂55—1
--	------	--------------

を

	こうろ苑	同 市香寺町香呂55—1
	特別養護老人ホーム 大津みやび野ホーム	同 市大津区大津町1丁目31—111

に改める。

選挙管理委員会公告

平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成27年3月27日に次の者を表彰した。

平成27年3月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 丈 蔵

1 兵庫県選挙管理委員会表彰  
(委員及び職員の一部)

氏 名	職 名	住 所
今 津 成 生	神戸市兵庫区選挙管理委員会委員長代理	神戸市兵庫区
荒 木 輝 美	高砂市選挙管理委員会委員	高砂市
山 口 多 美	稲美町選挙管理委員会委員長	加古郡稲美町
森 川 正 義	太子町選挙管理委員会委員長	揖保郡太子町
清 原 久 和	神戸市選挙管理委員会事務職員	神戸市須磨区
伊 藤 雄 祐	神戸市長田区選挙管理委員会選挙課長	同 市西区
原 田 光 広	兵庫県県土整備部県土企画局総務課主査	同 市北区

2 兵庫県選挙管理委員会感謝状  
(個人の部)

氏 名	職 名	住 所
藪 内 薫	川西市明るい選挙推進協議会委員	川西市

(団体の部)

名 称	所在地
一般社団法人春秋会	尼崎市

道路公社公告

兵庫県道路公社公告第86号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第11条第4項の規定に基づき、料金を徴収する播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額を次のように変更し、平成27年4月1日から適用するので、同法第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、平成26年兵庫県道路公社公告第83号（播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の料金の額及び徴収期間等）は、平成27年3月31日限り、廃止する。

平成27年3月31日



兵庫県道路公社  
理事長 竹 本 明 正

- 1 名称  
播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）
- 2 路線及び区間  
一般国道312号のうち朝来市和田山町加都から姫路市の形町形まで
- 3 徴収期間  
昭和48年11月1日から平成44年10月21日まで
- 4 料金の額
  - (1) 基本料金  
〈軽自動車等〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	100	100	150	—	260	310	410	510	570	670	770	—	820	930	1,130
	花田	50	100	—	150	260	310	410	460	620	720	—	770	820	1,030
		山陽 姫路東	50	—	100	210	260	360	460	570	670	—	720	820	1,030
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	50	150	210	310	360	510	620	—	670	770	980
					船津	100	150	260	310	460	510	—	570	670	870
						福崎	50	150	210	360	460	—	510	570	820
							市川南	100	150	310	360	—	460	510	720
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	150	210	—	260	360	570
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北 第1	50	100	310
													生野北 第2	—	—
														朝来	210
															和田山

〈普通車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	100	150	210	—	310	410	510	620	720	870	980	—	1,030	1,130	1,440
	花田	50	100	—	210	310	410	510	620	770	870	—	930	1,030	1,340
		山陽 姫路東	50	—	150	260	360	460	570	720	820	—	870	980	1,290
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	100	210	260	410	460	670	770	—	820	930	1,180
					船津	100	210	310	410	570	670	—	720	820	1,130

福崎	50	210	260	460	570	—	620	720	980
	市川南	150	210	360	460	—	570	670	930
		市川北	—	—	—	—	—	—	—
			神崎南	150	260	—	360	460	720
				神崎北	—	—	—	—	—
					生野	—	—	—	—
						生野北第1	50	100	410
							生野北第2	—	—
								朝来	260
									和田山

〈中型車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	110	170	240	—	350	520	580	760	820	1,050	1,170	—	1,220	1,390	1,690
	花田	50	110	—	240	350	460	650	700	930	1,050	—	1,110	1,280	1,570
		山陽姫路東	60	—	170	350	410	580	650	870	980	—	1,050	1,220	1,520
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	110	240	350	460	580	760	930	—	980	1,110	1,460
					船津	110	240	410	460	650	820	—	870	980	1,340
						福崎	110	240	350	520	650	—	760	870	1,220
							市川南	170	240	460	580	—	650	820	1,110
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	170	350	—	410	520	870
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北第1	50	170	460
													生野北第2	—	—
														朝来	350
															和田山

〈大型車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	160	220	330	—	490	710	820	1,040	1,150	1,430	1,590	—	1,690	1,920	2,350
	花田	50	160	—	330	490	660	870	990	1,260	1,430	—	1,530	1,690	2,190
		山陽姫路東	110	—	280	440	540	770	930	1,200	1,370	—	1,480	1,640	2,080

豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	砥堀	160	330	440	660	820	1,100	1,260	—	1,370	1,530	1,970	
		船津	160	330	540	660	930	1,100	—	1,200	1,370	1,860	
			福崎	110	330	440	710	930	—	1,040	1,200	1,640	
				市川南	220	330	610	820	—	870	1,100	1,530	
					市川北	—	—	—	—	—	—	—	
						神崎南	280	440	—	540	770	1,200	
							神崎北	—	—	—	—	—	
								生野	—	—	—	—	
									生野北 第1	50	220	660	
										生野北 第2	—	—	
											朝来	440	
												和田山	

〈特大車〉

(通行 1 台 1 回につき 単位：円)

姫路 JCT	310	410	570	—	820	1,130	1,340	1,700	1,900	2,370	2,670	—	2,830	3,140	3,910
	花田	100	310	—	570	870	1,080	1,440	1,650	2,060	2,370	—	2,570	2,880	3,600
		山陽 姫路東	210	—	410	720	930	1,290	1,490	1,950	2,260	—	2,470	2,780	3,500
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	260	570	770	1,130	1,340	1,800	2,110	—	2,260	2,570	3,290
					船津	310	510	870	1,080	1,540	1,850	—	2,010	2,310	3,090
						福崎	210	570	770	1,230	1,540	—	1,700	2,010	2,780
							市川南	360	570	1,030	1,340	—	1,490	1,800	2,570
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	460	770	—	930	1,230	2,010
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北 第1	50	360	1,080
													生野北 第2	—	—
														朝来	720
															和田山

ア 自動車の種類は、別表-1 のとおりとする。

(2) 適用する割引

ア 通勤時間帯割引

(7) 割引を適用する区分、時間帯、料金所及び自動車

E T Cカードを使用して下表に定める区分及び時間帯に、適用料金所において通行料金の納付を行おうとする自動車のうち、別表-1に示す軽自動車等及び普通自動車。

ただし、障害者割引の適用を受ける自動車の場合は、通勤時間帯割引を適用しない。

区 分	時 間 帯	適用料金所
平 日 (月曜日～金曜日)	7:00以後～9:00前 17:00以後～19:00前	イ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期)の全料金所 ロ 山陽自動車道の料金所のうち、三木東、三木小野、加古川北、山陽姫路西、龍野、龍野西及び赤穂 ハ 播磨自動車道の料金所のうち播磨新宮

(i) 割引適用後の額

(軽自動車等)

(通行1台1回につき 単位:円)

姫路JCT	70	70	110	—	180	220	290	360	400	470	540	—	570	650	790
	花田	50	70	—	110	180	220	290	320	430	500	—	540	570	720
		山陽姫路東	50	—	70	150	180	250	320	400	470	—	500	570	720
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	50	110	150	220	250	360	430	—	470	540	690
					船津	70	110	180	220	320	360	—	400	470	610
						福崎	50	110	150	250	320	—	360	400	570
							市川南	70	110	220	250	—	320	360	500
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	110	150	—	180	250	400
										神崎北	—	—	—	—	—
											生野	—	—	—	—
												生野北第1	50	70	220
													生野北第2	—	—
														朝来	150
															和田山

(普通車)

(通行1台1回につき 単位:円)

姫路JCT	70	110	150	—	220	290	360	430	500	610	690	—	720	790	1,010
	花田	50	70	—	150	220	290	360	430	540	610	—	650	720	940
		山陽姫路東	50	—	110	180	250	320	400	500	570	—	610	690	900
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

砥堀	70	150	180	290	320	470	540	—	570	650	830
	船津	70	150	220	290	400	470	—	500	570	790
		福崎	50	150	180	320	400	—	430	500	690
			市川南	110	150	250	320	—	400	470	650
				市川北	—	—	—	—	—	—	—
					神崎南	110	180	—	250	320	500
						神崎北	—	—	—	—	—
							生野	—	—	—	—
								生野北 第1	50	70	290
									生野北 第2	—	—
										朝来	180

イ 深夜時間帯割引

(7) 割引を適用する区分、時間帯、料金所及び自動車

E T Cカードを使用して下表に定める区分及び時間帯に、適用料金所において通行料金の納付を行うおうとする自動車のうち、別表-1に示す中型車、大型車及び特大車。

ただし、障害者割引の適用を受ける自動車の場合は、深夜時間帯割引を適用しない。

区 分	時 間 帯	適用料金所
平 日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～4:00前	イ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期)の全料金所 ロ 山陽自動車道の料金所のうち、三木東、三木小野、加古川北、山陽姫路西、龍野、龍野西及び赤穂 ハ 播磨自動車道の料金所のうち播磨新宮

(4) 割引適用後の額

(中型車)

(通行1台1回につき 単位:円)

姫路 JCT	70	100	140	—	210	310	350	460	490	630	700	—	730	830	1,010
	花田	50	70	—	140	210	280	390	420	560	630	—	670	770	940
		山陽 姫路東	50	—	100	210	250	350	390	520	590	—	630	730	910
		豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			砥堀	70	140	210	280	350	460	560	—	—	590	670	880
				船津	70	140	250	280	390	490	—	—	520	590	800
				福崎	70	140	210	310	390	—	—	—	460	520	730
					市川南	100	140	280	350	—	—	—	390	490	670
					市川北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

神崎南	100	210	—	250	310	520
神崎北	—	—	—	—	—	—
生野	—	—	—	—	—	—
生野北第1	—	—	50	100	280	—
生野北第2	—	—	—	—	—	—
朝来	—	—	—	—	—	210
和田山	—	—	—	—	—	—

〈大型車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	100	130	200	—	290	430	490	620	690	860	950	—	1,010	1,150	1,410
花田	—	50	100	—	200	290	400	520	590	760	860	—	920	1,010	1,310
山陽姫路東	—	—	70	—	170	260	320	460	560	720	820	—	890	980	1,250
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砥堀	—	—	—	100	200	260	400	490	660	760	—	820	920	1,180	
船津	—	—	—	—	100	200	320	400	560	660	—	720	820	1,120	
福崎	—	—	—	—	—	70	200	260	430	560	—	620	720	980	
市川南	—	—	—	—	—	—	130	200	370	490	—	520	660	920	
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
神崎南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	170	260	—	320	460	720
神崎北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生野北第1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	130	400	—
生野北第2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝来	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	260
和田山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〈特大車〉

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	190	250	340	—	490	680	800	1,020	1,140	1,420	1,600	—	1,700	1,880	2,350
花田	—	60	190	—	340	520	650	860	990	1,240	1,420	—	1,540	1,730	2,160
山陽姫路東	—	—	130	—	250	430	560	770	890	1,170	1,360	—	1,480	1,670	2,100
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砥堀	—	—	—	160	340	460	680	800	1,080	1,270	—	1,360	1,540	1,970	

船津	190	310	520	650	920	1,110	—	1,210	1,390	1,850
	福崎	130	340	460	740	920	—	1,020	1,210	1,670
		市川南	220	340	620	800	—	890	1,080	1,540
			市川北	—	—	—	—	—	—	—
				神崎南	280	460	—	560	740	1,210
					神崎北	—	—	—	—	—
						生野	—	—	—	—
							生野北第1	50	220	650
								生野北第2	—	—
									朝来	430
										和田山

ウ 休日割引

(7) 割引を適用する区分、時間帯、料金所及び自動車

E T Cカードを使用して下表に定める区分及び時間帯に、適用料金所において通行料金の納付を行おうとする自動車のうち、別表-1に示す軽自動車等及び普通自動車。

ただし、障害者割引の適用を受ける自動車の場合は、休日割引を適用しない。

区 分	時 間 帯	適用料金所
土曜日 日曜日 祝 日	0:00以後～24:00前	イ 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の全料金所 ロ 山陽自動車道の料金所のうち、三木東、三木小野、加古川北、山陽姫路西、龍野、龍野西及び赤穂 ハ 播磨自動車道の料金所のうち播磨新宮

(4) 割引適用後の額  
(軽自動車等)

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路 JCT	70	70	110	—	180	220	290	360	400	470	540	—	570	650	680
	花田	50	70	—	110	180	220	290	320	430	500	—	540	570	720
		山陽 姫路東	50	—	70	150	180	250	320	400	470	—	500	570	720
			豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				砥堀	50	110	150	220	250	360	430	—	470	540	690
					船津	70	110	180	220	320	360	—	400	470	610
						福崎	50	110	150	250	320	—	360	400	570
							市川南	70	110	220	250	—	320	360	500
								市川北	—	—	—	—	—	—	—
									神崎南	110	150	—	180	250	400

神崎北	—	—	—	—	—
生野	—	—	—	—	—
生野北第1	—	50	70	220	—
生野北第2	—	—	—	—	—
朝来	—	—	—	150	—
和田山	—	—	—	—	—

(普通車)

(通行1台1回につき 単位：円)

姫路JCT	70	110	150	—	220	290	360	430	500	610	690	—	720	790	860
花田	—	50	70	—	150	220	290	360	430	540	610	—	650	720	940
山陽姫路東	—	—	50	—	110	180	250	320	400	500	570	—	610	690	900
豊富	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
砥堀	—	—	—	70	150	180	290	320	470	540	—	570	650	830	
船津	—	—	—	—	70	150	220	290	400	470	—	500	570	790	
福崎	—	—	—	—	—	50	150	180	320	400	—	430	500	690	
市川南	—	—	—	—	—	—	110	150	250	320	—	400	470	650	
市川北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
神崎南	—	—	—	—	—	—	—	110	180	—	250	320	500		
神崎北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
生野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
生野北第1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	70	290	
生野北第2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
朝来	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	180	
和田山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

エ 「ハイカ・前払」残高管理サービスに係る割引

(7) 割引をする自動車

「ハイカ・前払」残高管理サービスを適用する自動車は、ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定める「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(i) 障害者割引を受ける自動車の取扱い

「ハイカ・前払」残高管理サービスにおいて、障害者割引を受ける自動車の場合は、障害者割引を適用した後の金額に対して割引を適用する。

(ii) 割引率

割引率は14パーセント以内とする。



## 5 料金の割増金

料金の徴収を不法に免れた者に対しては、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

別表-1

車種区分	自動車の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又ハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は、被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）をいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（ホに該当するものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもの4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續き等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）をいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若し	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので道路運送法（昭和26年法律第

	<p>くは臨時に運行するもの等)</p> <p>ヲ けん引自動車は普通車、中型車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両</p>	<p>183号) 第4条の規定による免許をうけて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて、当該許可に係る路線を運行するもの又は車両総重量8トン以上のもののうち乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。</p> <p>ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。</p>
<p>特 大 車</p>	<p>ワ 普通貨物自動車（4車軸以上のもの）</p> <p>カ 大型特殊自動車</p> <p>ヨ 乗合型自動車（その他）</p> <p>タ 連結車両</p>	<p>普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。</p> <p>乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（へ、リ又はヲに該当するものを除く。）をいう。</p>

正 誤

○平成27年3月10日付け（兵庫県公報第2677号）  
 兵庫県告示第178号（都市計画の変更及び図書の縦覧）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
7	26	3. 4. 25号高橋西治線	3. 4. 25号高橋西治線